

平成 30 年 10 月

愛読者各位

株式会社日本法令出版部

『18 訂版 年金相談標準ハンドブック』（平成 30 年 6 月 10 日 18 訂初刷）  
お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がありました。  
謹んでお詫び申し上げます。

記

●P195 下から 13 行目

【誤】〈国年法附 7、60 改附 8⑤一、元改附 4①〉

【正】〈60 改附 8⑤一、元改附 4①〉

●P225 上から 7 行目

【誤】④66 歳に達した日以後に → 【正】④66 歳に達した日以後に

●P234 上から 1 行

この妻が 65 歳で受給権なく、その後の受給権取得でも加給なし、振替なし。→ 削除

●P340 Q 欄

68 歳から 69 歳 在職支給予定額 【誤】 80,000 円 → 【正】 85,000 円

69 歳から 70 歳 在職支給予定額 【誤】 95,000 円 → 【正】 100,000 円

●P340 A 欄

【誤】 68 歳～69 歳 支給率 =  $1 - (2 \text{ 万円} \div 10 \text{ 万円}) = 0.8 \cdots 12 \text{ カ月}$

【正】 68 歳～69 歳 支給率 =  $1 - (1.5 \text{ 万円} \div 10 \text{ 万円}) = 0.85 \cdots 12 \text{ カ月}$

【誤】 69 歳～70 歳 支給率 =  $1 - (5,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 万円}) = 0.8 \cdots 12 \text{ カ月}$

【正】 69 歳～70 歳 支給率 =  $1 \cdots 12 \text{ カ月}$

計算式は以下の通りです。

平均支給率 =  $\{(0.7 \times 12 \text{ 月} = 8.4) + (0.8 \times 24 \text{ 月} = 19.2) + (0.85 \times 12 \text{ 月} = 10.2) + (1 \times 12 \text{ 月} = 12)\} \div 60 = 0.83$

政令で定める加算額 =  $\{(120 \text{ 万円} \times 0.83 = 996,000 \text{ 円}) + 20,000 \text{ 円}\} \times 42\% = 426,720 \text{ 円}$

支給繰下げ =  $(120 \text{ 万円} + 2 \text{ 万円}) + 426,720 \text{ 円} = 1,646,720 \text{ 円}$

以上